

(1)正社員転換等について				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	正社員就職割合	50.0%(平成31年度まで)	46.0%(平成26年度)	48.4%
2	正社員就職件数	64,000件(28-32年度累計値)	12,705件(平成26年度)	11,911件
3	正社員求人数	257,000件(28-32年度累計値)	49,811件(平成26年度)	55,863件
4	学卒ジョブサポーターの支援による正社員就職件数	11,000件(28-32年度累計値)	2,153件(平成26年度)	1,852件
	<参考> ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついたフリーター等の件数	-	-	3,238件
5	キャリアアップ助成金の実績（正社員転換分）	1,415人(28-32年度累計値)	283人(平成27年度)	476人

(2)待遇改善について				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	キャリアアップ助成金の実績（待遇改善分）	15件(28-32年度累計値)	0件(平成27年度)	16件
2	若者雇用促進法に基づく認定事業所数	15社(28-32年度累計値)	0社(平成27年度)	3件
3	育児休業取得率	男性10%以上(平成31年度) 女性90%以上(平成31年度)	男性 3.2%(平成25年度) 女性81.3%(平成25年度)	-
4	仕事と生活の調和の実現が図られていると感じる人の割合	48.4%以上(平成31年度)	48.4%(平成26年度)	-

(1)正社員転換等について			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	ハローワークにおける正社員就職の実現	「正社員求人への積極的確保」 「正社員就職に向けた担当者制支援・マッチング強化」 「正社員就職のメリット説明・応募働きかけ」 「正社員求人限定の就職面接会等の積極的開催」 「安定所幹部職員の事業所訪問」 「愛媛労働局正社員就職促進月間（1月）」	求職者に正社員求人への情報提供等、能動的なマッチングに努めた。 安定所窓口で正社員で働くことの大切さや本人が希望する職種以外についても情報提供を行い、応募を勧奨したり、求人検索機の利用だけで帰る求職者に対して総合案内等で積極的に声掛けし、窓口への誘導、求職登録を促す取り組みを強化した。 ・安定所長による事業所訪問件数：360事業所 ・事業主への要請文発出 「不本意非正規・学卒正社員就職の実現について」：約1万社 ・新規学卒予定者の求人要請文発出：約1万社
2	業界団体等への要請	「労働局幹部職員の県内主要5団体に対する要請」 「安定所幹部職員の地域経済団体に対する訪問要請」	労働局長、職業安定部長等の局幹部職員による要請については、各種会議や団体訪問時等を活用した。 ・安定所長による事業主団体に対する訪問要請件数：343件 ・労働局長、職業安定部長等による主要経済5団体への協力要請
3	キャリアアップ助成金の活用促進（正社員転換分）	「労働局・安定所の事業主支援アドバイザー、県・事業主団体の専門コンサルタントとの連携による積極的周知」 「関係機関・関係団体が主催するセミナーでの周知」	・介護労働安定センター愛媛支部が実施する雇用管理責任者講習において、助成金活用について説明した。（7月～12月） ・愛媛県商工会連合会が実施する経営指導員等研修において、キャリアアップ助成金について説明した。（7月） ・労働保険事務組合連合会愛媛支部が実施する労働保険適正加入推進員研修会において、助成金の活用について説明した。（7月～8月） ・愛媛県中小企業団体中央会の職員向け講習において、キャリアアップ助成金について説明した。（8月～10月） ・未来 jobまつりま向け講習において、キャリアアップ助成金について説明した。（11月） ・年金事務所が実施する算定基礎届説明会において、ハローワーク職員等がキャリアアップ助成金について説明した。（6月）
4	新卒者、フリーター等の正社員就職の実現	「新卒応援ハローワーク、わかものハローワークを中心とした在学段階からのセミナーや高校内企業説明会等の積極的実施等就職支援」 「学卒者向け正社員求人限定の就職面接会等の積極的開催」 「事業主に対する三年以内既卒者等採用定着奨励金の周知」	在学中の早い段階から学卒ジョブサポーター、就職支援ナビゲーター（若年者支援分）を中心に新卒者、フリーター等への就業意識の形成支援に取組んだ。また、安定所幹部職員が、事業所を訪問し、正社員求人への提出要請や非正規求人への正社員求人への転換等の条件緩和要請を行った。 【新卒者向けの企業説明会や就職面接会】 12回（参加企業410社、参加者数424人） 【学校と企業の情報交換会】 3回（31校、88社） 事業主に対する3年以内既卒者等採用定着奨励金は、各種助成金の説明会や安定所窓口での周知に努めた。
5	関係法令の周知・広報	「若者雇用促進法、改正労働者派遣法に規定された雇用安定措置、無期労働契約への転換ルールなどの周知・広報」 「パートタイム労働法の周知啓発、正社員転換措置等の履行確保等を目的とする事業所訪問の実施」	労働局ホームページによる広報、厚生労働省作成の冊子「若者雇用促進法のあらし」の労働局での増刷による関係機関への配布、ポスターの掲示、各種広報誌への記事掲載依頼などにより、積極的な周知に努めた。 パートタイム労働法について、労働局ホームページによる広報やパンフレットの配布等により積極的な周知を行った。 また、計画的報告徴収の際には、正社員転換措置を講じていない事業主に対して助言等を実施した。
6	無期労働契約への転換ルールの周知等	「労働局、監督署・安定所における周知や集団指導、各種会合等あらゆる機会を捉えた周知啓発の実施、企業における導入支援（28,29年度集中実施）」	労働局、監督署・安定所において、経済団体、関係機関、企業等が出席する各種会議等の機会を通して、リーフレット等による無期転換ルールの定着に向けた周知啓発を実施するとともに、総合労働相談コーナーや監督署・安定所の相談窓口で周知啓発に取り組んだ。
7	多様な正社員の普及・拡大	「多様な人材育成で輝く起業支援サイト（専用ホームページ）の活用」 「リーフレットの活用による事業主に対する周知広報」	労働局ホームページに、厚生労働省作成リーフレット「よりよい人材確保のために求人条件の見直しや「魅力ある職場づくり」に取り組みませんか？」を掲載し、事業主に対する周知・啓発を図った。

(2)待遇改善について			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	同一労働同一賃金の推進	「パートタイム労働法の周知、正社員と短時間労働者との均等・均衡待遇という考え方の事業主への浸透定着」 「派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定の着実な施行」 「労働契約法の規定についての企業に対する引き続きの周知啓発」	・パートタイム労働法に基づく報告徴収実施の際には、パートタイム労働者の職務内容や人材活用の仕組み・運用等について聴取し、通常の労働者との均衡を考慮した賃金決定等均等・均衡待遇の考え方について説明し、助言を実施した。 ・「均衡を考慮した待遇の確保」については、派遣先の労働者の賃金水準・教育訓練の実施等に配慮するよう、派遣元集団説明会や定期指導訪問時において、周知・啓発を行った。 ・労働契約法に関する説明会を実施した。(県下各地で10回開催、878社、延べ1,040人参加)
2	最低賃金、賃金の引上げについて	「最低賃金についての幅広い周知、的確な監督指導、引上げに向けての生産性向上等の支援、企業収益を踏まえた働きかけや環境整備」	・愛媛県最低賃金及び業務改善助成金のチラシを25,000枚作成し、労働局・監督署が行う集団指導、関係団体の会議等あらゆる機会を捉えて、周知・啓発を行った。 ・愛媛県最低賃金発効(10/1)の30日前の官報公示日(9/1)に記者発表を行った他、地方自治体、業界団体等関係機関(県内205団体)に、最低賃金チラシ、広報依頼用文書等を送付し、周知協力要請を行った。 ・第二次補正予算等に基づく措置により制度拡充された業務改善助成金の利用勧奨のため、労働基準部長、雇用環境・均等室長等労働局幹部が、県内27事業主団体を訪問した。(9月、10月) ・第4・四半期に、県内5監督署において、287事業場(対前年度比124%)に対して、最低賃金履行確保等を主眼とする監督指導を実施した。
3	キャリアアップ助成金の活用促進(待遇改善分)	「労働局・安定所の事業主支援アドバイザー、県・事業主団体の専門コンサルタントとの連携による積極的周知」 「関係機関・関係団体が主催するセミナーでの周知」	・介護労働安定センター愛媛支部が実施する雇用管理責任者講習において、助成金活用について説明した。(7月～12月) ・愛媛県商工関連協会が実施する経営指導員等研修において、キャリアアップ助成金について説明した。(7月) ・労働保険事務組合連合会愛媛支部が実施する労働保険適正加入推進員研修会において、助成金の活用について説明した。(7月～8月) ・愛媛県中小企業団体中央会の職員向け講習において、キャリアアップ助成金他について説明した。(8月～10月) ・未来 jobまつりま向け講習において、キャリアアップ助成金について説明した。(11月) ・年金事務所が実施する算定基礎届説明会において、ハローワーク職員等がキャリアアップ助成金について説明した。(6月)
4	若者雇用促進法に基づく認定制度の推進	「ユースエール認定企業に対する当該企業の情報発信の後押し、認定取得促進(求職者に対して優先的に認定企業のPRを実施、新卒応援ハローワーク等が主催する合同就職面接会への優先的参加、認定マークを利用したPR、関係助成金の加算措置の実施)」	・ユースエール認定企業目標3社に対して、3社認定を行い初期の目標を達成した。 ・ユースエール認定した企業については、「若者雇用総合サイト」にPRシートを掲載するとともに、安定所内に掲示し積極的なマッチングに取り組み、対外的なアピールを行っている。 ・合同就職面接会、ミニ面接会等のイベントにも優先的に参加していただき、若年求職者とのマッチングを図った。 ・認定企業から提出された求人票に認定マークを表示し、PRを図った。
5	中小企業退職金共済制度への加入促進	「制度の周知、加入促進」	・改正均等法及び育児・介護休業法等説明会においてリーフレットを配布し周知した。(県下各地で10回開催、参加企業878社、のべ1040名参加) ・リーフレット「中小企業退職金共済制度」を安定所窓口に掲示し、広く事業主に活用周知を図った。
6	育児休業・介護休業の取得促進	「有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和、マタハラ防止のための事業主に対する雇用管理上必要な措置の義務付け等周知徹底」 「有期契約労働者の育児・介護休業取得と職場復帰を円滑にするための助成金の支給等、事業主による雇用環境整備の取組支援」	・雇用保険適用事業所のうち10人以上の事業所(5,818社)に対し文書周知を行った。(9月) ・改正均等法及び育児・介護休業法等説明会(10月～11月に10回開催)において、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和を含む改正内容について説明した。(参加企業：878社、参加人数：延べ1,040人) ・改正均等法及び育児・介護休業法に対応した規定整備についての相談会(11月に県下5か所で6回開催)において、各事業所の状況に応じた環境整備についての助言等を行った。
7	改正労働者派遣法の周知・広報	「派遣元事業主による派遣労働者のキャリアアップを図るための段階的かつ体系的な教育訓練、希望者に対するキャリアコンサルティングの実施についての周知啓発」	・派遣元事業所を対象とした改正労働者派遣法の説明会を実施し、周知・啓発を行った。【実施日：平成28年10月16日、参加派遣元事業所：230社(313名)】 ・定期指導として、派遣元事業所108社を訪問し、周知・啓発を行った。
8	学生・生徒等に対する労働法制の周知	「学校と連携し、労働局・安定所において労働法制の講義ができることの積極的周知(知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識～、これってあり？～まんが知って役立つ労働法Q&A～を使用、労働局・安定所の幹部職員等が学校訪問・講義実施)」	・大学に対し11回、高等学校に対し5回、労働法制の周知を実施した。周知に当たっては、労働局長はじめ労働局幹部等が積極的に各大学等に出向き、講義を行った。
9	パートタイム労働法の履行確保	「パートタイム労働法に基づく報告徴収の計画的かつ効果的な実施」	・計画的報告徴収を217事業所に対し実施し、127件の指導等を行い、法違反の是正を図った。
10	短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業の自主的な取組の促進	「事業主に対するパート労働ポータルサイトを活用した自主点検等事業主の自主的かつ積極的な取組の促進」	・計画的報告徴収時に、ポータルサイトを教示し、取組好事例の紹介、パート指標に基づく診断の実施や職務評価の紹介等を行う等により、事業主の雇用管理改善に向けた自主的取組を促進した。